

年末年始の国内外旅行の新型コロナウイルス対策のための規制強化(12月22日付
通達:海外からの渡航に関する追加措置)

令和2年12月24日
在スラバヤ日本国総領事館

- 年末年始の国内外旅行の新型コロナウイルス対策のための規制強化に関し、インドネシア政府は、英国での変異型ウイルスの発生及び欧州・豪州での新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、海外からの渡航に関する追加措置を発表しました。
- これにより、日本からのインドネシア到着時のPCR検査の実施は、到着時に実施するPCR検査結果が陰性であれば、政府指定のホテルで5日間自主隔離した後、再度PCR検査が行われ、結果が陰性であれば移動が許可されるとの措置に変更になりました。
- この措置は、12月24日から運用開始とされていますが、実際の運用開始日は、現時点で不明です。
- 邦人の皆様におかれては、今回の追加措置の発表に見られるように突然措置が変更される可能性がありますので、最新情報の入手に努めてください。

1. 年末年始の国内外旅行の新型コロナウイルス対策のための規制強化に関する12月20日付けインドネシア政府通達に関し、インドネシア政府新型コロナ対策ユニットは、12月21日付け当館お知らせ(<https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/100128534.pdf>)及び12月22日付け当館お知らせ(<https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/100129723.pdf>)でお知らせした措置に加え、12月22日付けで海外からの渡航に関する追加措置を発表しました。

2. 追加措置のポイントは以下のとおりです。

(1)趣旨

英国での変異型ウイルスの発生及び欧州・豪州での新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、海外からの渡航者に対して特に追加的に措置をとる。インドネシア政府は、現下の新型コロナウイルス感染状況にかんがみ、クリスマス及び年末年始の間、インドネシアへのインドネシア人及び外国人の渡航を制限する。

(2)実施期間

2020年12月22日～2021年1月8日

12月24日から運用開始。

(3)追加措置の内容(当館注:到着後の検査措置に関する実質的な変更)

ア 英国からインドネシアに渡航する外国人は、第三国をトランジットする場合を含め、入国を禁止する。欧州及び豪州から渡航する外国人は、出発前2×24時間以内に発行されたPCR検査陰性証明書の提示、e-HACへの入力・内容確認が求められる。

イ 到着時に実施するPCR検査の結果が陰性であった外国人は、政府指定のホテル(下記3(2)参照)で到着日から数えて5日間、自費で自主隔離を行った後、再度PCR検査を受検し、結果が陰性であれば、その後の移動が許可される。

ウ 入国時のPCR検査結果が陽性であった外国人は、自費で病院での治療を受ける。

3. 入国時の措置

(1)これにより、日本からのインドネシア到着時のPCR検査の実施措置については、到着時に実施するPCR検査結果が陰性であれば、政府指定のホテルで5日間自主隔離した後、再度PCR検査が行われ、結果が陰性であれば移動が許可されると変更されました。

(2)この追加措置に加え、以下が求められます。

- ・ 海外からの渡航者は、到着時に3×24時間以内に発行されたPCR検査陰性証明書を提示する必要がある。
- ・ 体温測定、3×24時間以内に発行された健康証明書のe-HACへの入力・内容確認、健康チェックが行われる。

(3)ジャカルタから入国の場合の隔離場所について、在インドネシア日本国大使館からインドネシア政府当局に確認したところ、入国後、空港係員により下記のいずれかの指定ホテルへ案内され、ホテルでPCR検査が行われ、その後同ホテルにて5日間自主隔離がなされるということです。交通手段は用意されています。ホテルは選択できず、検査費用及びホテルの滞在費用は自己負担とされています。

●指定ホテル(外国人向け)

- ・ Grand Mercure Kemayoran IDR 1,350,000-(1泊あたり)
- ・ Grand Mercure Harmoni IDR 1,350,000-(1泊あたり)
- ・ JS Luwansa IDR 1,350,000-(1泊あたり)

(当館注:上記以外のホテルに案内される場合もあり得ます。)

●PCR検査の費用:1回あたりIDR 800,000-

(4)スラバヤから入国した場合の隔離場所やジャカルタから入国後の検査結果をもって国内線への搭乗要件書類(搭乗前3×24時間以内の抗原検査結果)として認められるかどうか、等については判明次第お知らせします。

4. インドネシア政府は、この追加措置は、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、年末年始の期間中のインドネシアへの渡航を制限するために行うとしており、邦人の皆様におかれては、インドネシアへの渡航が不急の場合は措置が予定されている明年1月8日より後への渡航の延期の検討をお勧めします。渡航延期せず、この期間中にインドネシアへの渡航を予定されている方は、十分に御注意ください。

5. この措置は、12月24日から運用が開始とされていますが、在インドネシア日本国大使館にて関係方面に確認を試みているところでは、インドネシア政府内で調整中の模様であり、はっきりとした開始日は現時点で不明です。当館としては、スカルノ・ハッタ国際空港における措置の運用状況について、引き続き注視し、邦人の皆様が不測のトラブルに巻き込まれることがないように、在インドネシア日本国大使館と連携し、関係方面との調整や空港での現場対応にも努めます。運用の詳細等判明次第、追ってお知らせいたします。

6. 現状においては、今回の追加措置の発表に見られるように突然措置が変更される可能性があります。当館としては、邦人の皆様が不測のトラブルに巻き込まれることがないように、できるだけ速やかな情報のアップデートに努めていますが、邦人の皆様におかれても最新の関連情報の入手に努めて下さい。(了)